

人事院は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）等に基づき、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年六月十二日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―七五

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（改正の対象となる人事院規則）

第一条 次の各号に掲げる人事院規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間） 別表第一

二 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ

の派遣） 別表第二

三 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣） 別表第三

- 四 人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣） 別表第四
- 五 人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織） 別表第五
- 六 人事院規則八―一二（職員の内任） 別表第六
- 七 人事院規則九―七（俸給等の支給） 別表第七
- 八 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準） 別表第八
- 九 人事院規則九―一三（退職者の給与） 別表第九
- 十 人事院規則九―二四（通勤手当） 別表第十
- 十一 人事院規則九―三四（初任給調整手当） 別表第十一
- 十二 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当） 別表第十二
- 十三 人事院規則九―五四（住居手当） 別表第十三
- 十四 人事院規則九―八九（単身赴任手当） 別表第十四
- 十五 人事院規則九―一二一（広域異動手当） 別表第十五

十六 人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還） 別表第十六

十七 人事院規則一一―四（職員の身分保障） 別表第十七

十八 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣） 別表第十八

十九 人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流） 別表第十九

二十 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 別表第二十

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三 改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

四 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、

これを削ること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

別表第一 人事院規則一―三四の一部改正に関する表 (第一条第一号関係)

改正後				改正前			
別表 人事管理文書の保存期間 (第三条関係)				別表 人事管理文書の保存期間 (第三条関係)			
一 任免				一 任免			
(略)	(略)	人事管理文書の区分	基準日	(略)	(略)	人事管理文書の区分	基準日
(略)	(略)	保存期間	保存期間	(略)	(略)	保存期間	保存期間

二十 その他	二〇十九 (略)	(略)	規則八― 一二(職 員の任免)				(略)	取得の日	
		(略)	(略)	(略)	等 する文書 承認に関 第十号の	六号又は 第十号の	第一項第 第十八条	三年	
		(略)	(略)						取得の日
		(略)	(略)						三年

二十 その他	二〇十九 (略)	(略)	規則八― 一二(職 員の任免)				(略)	取得の日	
		(略)	(略)	(略)	等 する文書 承認に関 第九号の	六号又は 第九号の	第一項第 第十八条	三年	
		(略)	(略)						取得の日
		(略)	(略)						三年

措置法 再生特別	人事管理文書の区分				福島復興 第四十八 条の二第 一項又は	再生特別 条の二第 一項又は	措置法 一項又は	第八十九 条の二第 一項の要 請の文書 等	第四十八 条の三第 一項、第 四項若し	派遣の終 了した日	基準日	保存期間 三年

措置法 再生特別	人事管理文書の区分				福島復興 第四十八 条の二第 一項又は	再生特別 条の二第 一項又は	措置法 一項の要 請の文書 等	第四十八 条の三第 一項、第 四項又は	派遣の終 了した日	基準日	保存期間 三年

第八十九	一項又は	条の三第	第四十八	文書等	の同意の	は第五項	項若しく	項、第四	の三第一	八十九条	項又は第	くは第五
------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------

決めの文	一項の取	条の三第	第四十八							書等	同意の文	第五項の
------	------	------	------	--	--	--	--	--	--	----	------	------

平成三十	
第十六条	条の三第 一項の取 決めの文 書等 第四十八 条の三第 五項又は 第八十九 条の三第 五項の申 出の文書 等
派遣の終	
三年	

平成三十	
第十六条	書等 第四十八 条の三第 五項の申 出の文書 等
派遣の終	
三年	

二年オリ	第一項の	了した日
ンピック	要請の文	
・パリ	書等	
ンピック	第十七条	
特措法	第一項、	
	第四項又	
	は第五項	
	の同意の	
	文書等	
	第十七条	
	第一項の	
	取決めの	
	文書等	

二年オリ	第一項の	了した日
ンピック	要請の文	
・パリ	書等	
ンピック	第十七条	
特措法	第一項、	
	第四項又	
	は第五項	
	の同意の	
	文書等	
	第十七条	
	第一項の	
	取決めの	
	文書等	

第十七条
第五項の
申出の文
書等

平成三十一年ラグビーワールドカップ 特別措置法	第十七条 第五項の 申出の文 書等	第三条第 一項の要 了した日	派遣の終 三年
第四條第 一項、第 四項又は 第五項の 同意の文			

員の平成	七二(職)	規則一	(略)	
協議に関	第二項の	第十二条	(略)	
		取得の日	(略)	
		五年	(略)	

員の平成	七二(職)	規則一	(略)	
協議に関	第二項の	第十二条	(略)	書等 第四条第 一項の取 決めの文 書等 第四条第 五項の申 出の文書 等
		取得の日	(略)	
		五年	(略)	

別表第二 人事院規則一―六四の一部改正に関する表（第一条第二号関係）

(派遣除外職員)	改正後	備考 一〇三 (略)	備考 一〇三 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">財団法人 福島イノ 等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">への派遣 推進機構 等</td> <td style="text-align: center;">する文書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スト構想</td> <td style="text-align: center;">第十三条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ン・コー</td> <td style="text-align: center;">取得の日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各項の報</td> <td style="text-align: center;">三年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">告の文書</td> <td></td> </tr> </table>)	財団法人 福島イノ 等	への派遣 推進機構 等	する文書	スト構想	第十三条	ン・コー	取得の日	各項の報	三年	告の文書	
)			財団法人 福島イノ 等													
への派遣 推進機構 等	する文書																
スト構想	第十三条																
ン・コー	取得の日																
各項の報	三年																
告の文書																	
(派遣除外職員)	改正前			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;"></td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>													

別表第三 人事院規則一―六九の一部改正に関する表（第一条第三号関係）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の二</p>
<p>第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ ック特措法第十六条第一項の人事院規則で定め る職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法 律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第 八十九条の三第一項の規定により派遣されて いる職員</p> <p>九〇十一 （略）</p>	<p>第三条 平成三十二年オリンピック・パラリンピ ック特措法第十六条第一項の人事院規則で定め る職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法 律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定 により派遣されている職員</p> <p>九〇十一 （略）</p>

第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇七 (略)

八 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第

一項の規定により派遣されている職員

九〇十二 (略)

(任命権者)

第四条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三

第一項の規定による派遣の場合における同法第

四十八条の二第一項の任命権者には、併任に係

る官職の任命権者は含まれないものとする。

第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十一 (略)

(任命権者)

第四条 福島復興再生特別措置法第四十八条の二

第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命

権者は含まれないものとする。

改正後	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>九〇十一 (略)</p>
改正前	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>九〇十一 (略)</p>
改正後	改正前

別表第五 人事院規則二―三の一部改正に関する表(第一条第五号関係)

(人材局の所掌事務)

第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一〇五 (略)

六 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣制度に関すること。

七〇十六 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務(第八号

(人材局の所掌事務)

第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第十号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一〇五 (略)

(新設)

六〇十五 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務(第八号

及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十 (略)

十一 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十二〇十九 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十八

及び第十五号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十八 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十七

号に掲げる事務をつかさどる。

号に掲げる事務をつかさどる。

別表第六 人事院規則八―一二の一部改正に関する表（第一条第六号関係）

改正後	改正前
<p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 職員が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十八条の三第一項</u>又は<u>第八十九条の三第一項</u>の規定により派遣された場合</p>	<p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 職員が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十八条の三第一項</u>の規定により派遣された場合</p>

十一～十四 (略)

十一～十四 (略)

別表第七 人事院規則九一七の一部改正に関する表(第一条第七号関係)

改正後	改正前
<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</p> <p>九・十 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 平成三十一年ラグビーワールドカップ特</p>

十一・十二 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され

措法第四条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合

十二・十三 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールド

、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤

ドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤

による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人
事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（
法科大学院派遣法第十八条において準用する場
合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十
八条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二
年オリンピック・パラリンピック特措法第二十
三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特
措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特
措法第三十一条の規定（以下この条において「
特定規定」という。）により給与法第二十三条
第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務
とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは
疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負

による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人
事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（
法科大学院派遣法第十八条において準用する場
合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十
八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリ
ンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグ
ビーワールドカップ特措法第十条若しくは平成
三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（
以下この条において「特定規定」という。）に
より給与法第二十三条第一項及び附則第六項の
規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る
業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に
規定する通勤による負傷若しくは疾病により承

<p>傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。)は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。</p>	<p>認を得て勤務しなかつた場合を除く。)は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

別表第八 人事院規則九一八の一部改正に関する表(第一条第八号関係)

改正後	改正前
<p>別表第八 休職期間等換算表(第四十四条関係)(略)</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員 の業務を公務とみなす。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>別表第八 休職期間等換算表(第四十四条関係)(略)</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員 の業務を公務とみなす。</p> <p>一～四 (略)</p>

<p>五 福島復興再生特別措置法第89条の3第1項の規定により派遣された職員 <u>同法第89条の9に規定する機構に おける特定業務</u></p> <p>六～八 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>五～七 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

別表第九 人事院規則九―一二の一部改正に関する表 (第一条第九号関係)

<p>改正後</p> <p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合 (規則一一―四 (職員の身分保障) 第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。) の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおり</p>	<p>改正前</p> <p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合 (規則一一―四 (職員の身分保障) 第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。) の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおり</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

とする。

一 (略)

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十

とする。

一 (略)

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十

四年法律第二十五号) 第四十八条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定(以下この号において「特定規定」という。)により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

四年法律第二十五号) 第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規定(以下この号において「特定規定」という。)により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

改正後

改正前

別表第十 人事院規則九―二四の一部改正に関する表(第一条第十号関係)

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤
-

事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事

事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事

院が認めるものに限る。)

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第三項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定によ

院が認めるものに限る。)

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第三項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博

る派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法
第二十五条第一項の規定による派遣から職
務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規
則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単
位期間に係るものを除く。）を支給される職員
について生じた次の各号のいずれかに掲げる事
由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定によ

覧会特措法第二十五条第一項の規定による
派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規
則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単
位期間に係るものを除く。）を支給される職員
について生じた次の各号のいずれかに掲げる事
由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定によ

り休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際

り休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四

博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第ニ項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2 5（略）

（支給単位期間）

第十九条の三（略）

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線

条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2 5（略）

（支給単位期間）

第十九条の三（略）

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線

鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 （略）

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する

鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 （略）

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する

許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規

許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会

<p>則一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、規則一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>三〇五 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第十一 人事院規則九―三四の一部改正に関する表(第一条第十一号関係)

<p>改正後</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号</p>	<p>改正前</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣された場合</u> その派遣の期間</p> <p>六～八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第四十八条の三第一項の規定により派遣された場合</u> その派遣の期間</p> <p>六～八 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

別表第十二 人事院規則九―四〇の一部改正に関する表（第一条第十二号関係）

（期末手当の支給を受ける職員）

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定に

（期末手当の支給を受ける職員）

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定に

より期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇十 （略）

十一 無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

より期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇十 （略）

十一 無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十二・十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(特定管理職員としない職員)

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当

十二・十三 (略)

十四 無給平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十五 (略)

(特定管理職員としない職員)

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当

する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣
遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派
遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリン
ピック特措法派遣職員及び平成三十七年国際博
覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項におい
て「派遣等職員」という。）を除く。）以外の
職員とする。

一〇三（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与

する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派
遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派
遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリン
ピック特措法派遣職員、平成三十一年ラグビー
ワールドカップ特措法派遣職員及び平成三七
年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一
項において「派遣等職員」という。）を除く。
）以外の職員とする。

一〇三（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定に
より勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規
定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与

法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇七 (略)

(削る)

八 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇七 (略)

八 | 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措

法派遣職員

九 | (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検

条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始

事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号におい

の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十〇十三（略）

て「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。

十〇十三（略）

別表第十三 人事院規則九―五四の一部改正に関する表（第一条第十三号関係）

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則</p>

九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による

九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック

派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条

ク・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を

に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

別表第十四 人事院規則九―八九の一部改正に関する表(第一条第十四号関係)

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」</p>

という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置

という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>別表第十五 人事院規則九―一二二の一部改正に関する表(第一条第十五号関係)</p> <p>法(平成二十四年法律第二十五号)第四十 八条の三第一項若しくは第八十九条の三第 一項の規定による派遣、平成三十二年オリ ンピック・パラリンピック特措法第十七条 第一項の規定による派遣、平成三十一年ラ グビーワールドカップ特措法第四条第一項 の規定による派遣又は平成三十七年国際博 覧会特措法第二十五条第一項の規定による 派遣から職務に復帰したこと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>	<p>法(平成二十四年法律第二十五号)第四十 八条の三第一項の規定による派遣、平成三 十二年オリンピック・パラリンピック特措 法第十七条第一項の規定による派遣、平成 三十一年ラグビーワールドカップ特措法第 四条第一項の規定による派遣又は平成三十 七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の 規定による派遣から職務に復帰したこと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

七〇十一 (略)

三〇五 (略)

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

七〇十一 (略)

三〇五 (略)

別表第十六 人事院規則一〇―一二の一部改正に関する表（第一条第十六号関係）

改正後	改正前
<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員 同法第八十九条の</p>	<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（新設）</p>

九に規定する機構における特定業務

六・七 (略)

五・六 (略)

別表第十七 人事院規則一一―四の一部改正に関する表(第一条第十七号関係)

改正後

改正前

(休職の場合)

(休職の場合)

第三条 (略)

第三条 (略)

2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七

2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七

号) 第七条第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項

号) 第七条第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし

別表第十八 人事院規則一八〇の一部改正に関する表(第一条第十八号関係)

<p>に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。</p>	<p>た職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(派遣除外職員) 第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〇八 (略)</p>	<p>(派遣除外職員) 第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〇八 (略)</p>

別表第十九 人事院規則二一〇の一部改正に関する表（第一条第十九号関係）

<p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員</p> <p>十〇十二（略）</p>	<p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員</p> <p>十〇十二（略）</p>
<p>改正後</p> <p>（交流派遣の対象から除外する職員）</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員</p>	<p>改正前</p> <p>（交流派遣の対象から除外する職員）</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員</p>

十〇十二 (略)

十〇十二 (略)

別表第二十 人事院規則二四一〇の一部改正に関する表(第一条第二十号関係)

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項又は第八十九条の三第七項に規定する派遣職員</p> <p>八〇十一 (略)</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項に規定する派遣職員</p> <p>八〇十一 (略)</p>